

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査概要

●令和4年度に実施した社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査の実施状況は以下のとおりです。

(単位:件)

種 別		指導監査 対象延数	指導監査 実施延数
社会福祉法人		22	8
社会福祉施設等		530	187
高 齢	地域密着型介護サービス事業(介護予防サービス事業含む)	53	13
	居宅介護支援事業	51	6
	介護予防支援事業	8	2
	第1号事業	119	0
障 が い	障がい福祉サービス事業	140	77
	地域活動支援センター	4	0
児 童	保育所	15	15
	一時預かり事業	10	10
	特定教育・保育施設	33	15
	小規模保育事業	4	2
	特定地域型保育事業	4	1
	放課後児童健全育成事業	65	25
	児童館	6	4
	認可外保育施設(認定こども園併設含む)	18	17

●社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査の指摘状況は、以下のとおりです。

(単位:項目)

指 摘 分 野	文書 指摘	口頭 指摘	詳細
社会福祉法人組織運営・資産管理	7	23	P. 1
社会福祉法人会計経理	9	0	P. 4
施設運営管理・職員処遇・利用者処遇(高齢)	9	21	P. 5
施設運営管理・職員処遇・利用者処遇(障がい)	40	83	P. 8
施設運営管理・職員処遇・利用者処遇(児童)	2	23	P. 17
特定教育・保育施設	2	8	P. 19
小規模保育事業、特定地域型保育事業	1	9	P. 20
放課後児童健全育成事業	8	23	P. 21
児童館	0	0	—
認可外保育施設(認定こども園併設含む)	7	20	P. 23
合 計	85	210	

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【法人組織運営・資産管理】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
定款について、施行日が一部記載されていなかったため、記載すること。		○
定款について、施行日が実態と異なっていたため、所轄庁に認可を受けた日に変更すること。		○
定款変更について、評議員会の決議が成立しているとのことだが市に対し認可申請が行われていなかった。定款変更の際は、評議員会の特別決議を持って行い、市の認可を受ける手続き又は届出の手続きを行うこと。	○	
定款について、変更前の定款が公表されていた。社会福祉法第59条の2に従い、定款の変更に係る認可を受けた時、又は届出をした時は、直近の定款の内容についてインターネットを利用し公表すること。	○	
評議員、理事及び監事の任期について、委嘱状における終期が「令和7年度の最終定時評議員会終結時まで」と記載されていた。個々の解釈により終期が誤解される可能性があるため、「令和6年度決算に関する定時評議員会終結時まで」等、分かりやすく表記すること。		○
評議員、理事及び監事の選任に関する書類について、身分証明書を徴していなかった。定款施行細則により身分証明書を徴すると規定されているため、細則を実態に合った記載に改正する等により、法人の定める規程に基づき適正な選任を行うこと。		○
評議員、理事及び監事の選任について、社会福祉法改正前の欠格事由である成年被後見人又は被保佐人の確認がされ、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者の確認がされていなかった。評議員等の選任の際は、社会福祉法第40条第1項及び第44条第1項の規定により欠格事由を確認すること。		○
評議員、理事及び監事の選任について、定款施行細則の欠格事由の条項に、成年被後見人又は被保佐人が記載され、また暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が記載されていなかった。内部規程については関係法等の改正に準拠した記載をすること。		○
評議員、理事及び監事の選任について、申立書中の条項に、社会福祉法改正前の欠格事由である成年被後見人又は被保佐人が記載され、また社会福祉法改正後の欠格事由である暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が記載されていなかった。内部規程については関係法等の改正に準拠した記載をすること。		○
評議員、理事及び監事の選任について、再任する者の欠格事由等の確認が前任時の申立書に追記し行われていたが、確認日が記載されていなかった。再任時においても、欠格事由等の確認が行われていることを証するため、前任時の申立書に追記する等の方法により確認日を明らかにすること。		○
評議員、理事及び監事の選任に関する書類について、親族等の有無に関する申出書が提出されていなかった。定款施行細則等の内部規程により申出書の提出が規定されているため、実態に合った記載に修正する等により、規程に基づき適正な選任を行うこと。		○
令和3年に就任した理事及び監事の任期について、就任承諾書における就任期間の終期が定款に定める任期と異なっていた。定款第23条の規定に従った任期とすること。		○
議員、理事及び監事の選任について、社会福祉法改正前の資格要件である地域の代表等の確認がされ、評議員については社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者、理事については社会福祉事業の経営に関する識見を有する者等、監事については社会福祉事業について識見を有する者等の確認がされていなかった。評議員等の選任の際は、社会福祉法第39条、第44条第4項及び同条第5項の規定により、それぞれ必要な者を選出すること。		○
法人の登記事項について、代表理事の変更登記が法定期限内に行われていなかった。今後は組合等登記令第3条第3項に従い、法定期限内に登記すること。	○	
評議員の辞任について、辞任を証する書面を徴しているものの、辞任日が記載されていなかったため、辞任日を確認すること。		○

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【法人組織運営・資産管理】

指摘内容	指摘種別	
	文書	口頭
理事会及び定時評議員会の開催について、計算書類等の承認を行う理事会、定時評議員会の日数が中13日間だった。社会福祉法第45条の32第1項の規定により、定時評議員会の2週間前から計算書類等を備え置くことが義務付けられているため、計算書類等の承認を行う理事会と定時評議員会は2週間(中14日)以上の間隔を空けて行うこと。また理事会の承認を受けた計算書類等を定時評議員会の日々の2週間前の日から5年間、その主たる事業所に備え置くこと。		○
評議員会で審議する議題について、理事会の決議を経ない議題(評議員会の日時及び場所、議題、議案)があった。社会福祉法第45条の9第10項の規定により、評議員会において審議される議題等については、あらかじめ理事会での決議を経るとともに、すべて議事録に記載し記録に残すこと。	○	
決議を省略した理事会において、一部の理事の同意書が提出されていなかった。理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされるため、書面又は電磁的記録により同意の意思表示を確認すること。	○	
理事長及び業務執行理事の職務の執行状況報告について、理事及び監事への通知で報告されていた。理事長及び業務執行理事の執行状況報告については、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条第2項の規定より、報告の省略はできないため、実際に開催された理事会において報告を行うこと。		○
理事会について、2回以上続けて欠席している監事が見受けられた。監事はその職責を果たす観点から理事会への出席が求められていることを踏まえ、監事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うこと。	○	
理事会について、2回以上続けて欠席している監事が見受けられた。また9月開催の理事会において監事の全員が欠席していた。監事はその職責を果たす観点から理事会への出席が求められていることを踏まえ、監事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うこと。	○	
理事長の職務の執行状況報告について、理事会の決議及び報告を省略しており、報告されていなかった。理事長の執行状況の報告については、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条第2項の規定より、報告の省略ができないため、実際に開催された理事会において報告し、その内容を記録に残すこと。		○
理事長の職務の執行状況報告について、理事会において報告されているとのことだが、議事録に報告した者が記載されていなかった。定款第17条第3項の規定により、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上報告したことがわかるように記録に残すこと。		○
理事会議事録について、理事会の決議に際し、評議員会の開催に関する決議が行われているとのことだが、議案が議事録等に記載されていなかった。評議員会の日時及び場所並びに議題・議案について、議事録等に記載し、記録に残すこと。		○
6月開催の理事会議事録について、評議員の選任を評議員選任・解任委員会で行い、理事会で報告しているものの、当理事会で選任した旨が記載されていた。理事会での審議事項、発言内容、議決事項については実態に沿って議事録に記載し、記録に残すこと。		○
決議を省略した理事会において、特別の利害関係を有する理事の存否について確認したことを証する書類等が不足していた。特別の利害関係の有無については、理事会の決議を省略する提案書と併せて行う等、事前に法人が各理事について確認すること。		○
評議員会議事録について、監事の選任の決議が行われたとのことだが、議事録に記載されていなかった。また、特別の利害関係を有する評議員の確認が行われたものの、当関係を有する理事がいない旨が記載されていた。評議員会での審議事項、発言内容、議決事項については実態に沿って議事録に記載し、記録に残すこと。		○
評議員会及び理事会における招集手続きの省略に際し、評議員、理事及び監事より口頭で確認されており、同意があったことを確認できる書類がなかった。評議員、理事及び監事全員が同意書を提出する、又は議事録に当該同意があった旨を記載する等、書面若しくは電磁的記録により保存できるようにしておくことが望ましい。		○

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【法人組織運営・資産管理】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
決議を省略した評議員会及び理事会において、議事録中、評議員会及び理事会の決議があったものとみなされた日が同意書の提出期限の日付または同意書の提出日が記載されていた。評議員及び理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の評議員会及び理事会の決議があったものとみなされるため、全ての評議員及び理事の同意の意思表示が法人に到達した日を議事録に記載すること。		○
監事の監査報告について、作成しているとのことだが、当書類の確認が取れなかった。社会福祉法第45条の18の規定に基づき、監査報告を作成するとともに、適切に保存すること。		○

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【会計経理】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
修繕費について、資本的支出として資産計上処理が必要と思われるものが確認された。修繕等に関しては実質的、金額的、形式的な判断基準により、資本的支出に該当する場合は資産計上すること。	○	
収入支出の起票がされていなかった。収入支出の発生の都度出納職員が起票し、会計責任者の承認を受け、内部牽制に配慮した体制をとること。	○	
高額物品の購入、工事及び業務委託等について、理事会に対して事後報告はされていたが、審議がされていない事例が見受けられた。事業の必要性や業務執行の決定等、理事会で審議したうえで適正に行うこと。	○	
契約に関する事務処理について、執行伺い書等の法人としての決定経過を明確にすべき書類が作成されていなかった。高額な物品の購入、工事及び業務委託等についての事務処理は、その詳細な内容について、法人としての決定経過を明確にするための書類を整備すること。	○	
契約事務において、随意契約としている案件について複数業者からの見積もりを徴していない契約が見受けられた。「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平29.3.29雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知)に基づき、複数業者から見積もりを徴し、適正な価格を客観的に判断すること。	○	
契約事務において、入札(指名競争入札)を執行するにあたっての理事会での審議、事業者の選定(資格要件の確認・理事会での審議・決定等)、入札時の理事等の立会いや決定後の署名、落札結果の理事会への報告、経過についての議事録記載など、入札にあたっての事務処理がされていなかった。「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平29.3.29雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局総務基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知)により、決定すべき必要事項(契約締結方法、入札の手続き、指名競争入札の場合の指名業者の選定等)について、定款細則等で、理事長等の専決事項とされているものを除き、理事会で具体的に審議、決定の上、定められた手順に則り、事務処理を進めること。	○	
雑費に関して不適切な支出があった。本部会計を含む各拠点からの支出は、法令及び規程を遵守し、法人又は施設が負担すべきでない経費等の支出はしないこと。	○	
国庫補助金等特別積立金について、積立処理に不備があった。積立金と積立資産の整合性を図るためにも、積立金を計上する際は、同額の積立資産を計上すること。	○	
計算書類に対する注記について、関連する付属明細書類と相違があった。記載内容の整合を図り、適正に作成すること。	○	

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【施設運営管理・職員処遇・利用者処遇(高齢)】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
夜間及び深夜の時間帯以外の介護従事者の員数について、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上の配置がされていなかった。従事者の急な休みにも対応できるような職員配置を考慮すること。なお、自主点検を行い、算定要件を満たしていないものについては過誤調整を行うこと。	○	
栄養士又は管理栄養士が配置されていなかった。入所者の適切な栄養管理を行うため、栄養士又は管理栄養士を1以上配置すること。	○	
重要事項説明書について、職員体制の人員数が実態と異なっていた。重要事項説明書を実態に合った記載内容に修正し、文書等により利用者に周知すること。		○
重要事項説明書について、第三者評価の実施状況が記載されていなかった。重要事項説明書に第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)を記載の上、文書等により利用者に周知すること。		○
重要事項説明書について、事業所名称が実態と異なっていた。重要事項説明書を実態に合った記載内容に修正し、文書等により利用者に周知すること。		○
重要事項説明書について、利用料金中、加算の記載が一部実態と異なっていた。重要事項説明書を実態に合った記載に修正し、利用者に説明を行い、同意を得ること。		○
重要事項説明書について、交通費が記載されていなかったため、追記すること。		○
運営規程について、従業者の職種、員数、職務内容、利用料、事故及び苦情に関する記録の保存期間、事業所の名称、介護・医療連携推進会議の開催する回数の記載が実態と異なっていた。運営規程を実態に合った記載に修正し、統一を図るとともに、施設内の掲示により利用者に周知すること。		○
営業日について、ホームページ内容が実態と異なっていた。実態に合った記載に修正し、統一を図ること。		○
運営推進会議が設置され、会議の記録が作成されているが、当該記録の公表がされていなかった。会議録を掲示する等、利用者等がいつでも閲覧できるようにしておくこと。		○
居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護が位置づけられたサービス計画数が占める割合の表記がなかった。また、同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、最高位の事業者名とその割合の記載はあるが、上位3位までの事業者について記載されていなかった。 ケアマネジメントの公正中立性確保の観点から、利用者に対して、前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置づけられたサービス計画数が占める割合、前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合を上位3位まで記載し、利用者へ交付、説明のうえ、理解したことについて署名を得ること。		○
複数の居宅サービス事業所等の利用について説明は行われているが、文書の交付及び理解したことについての利用申込者からの署名がなかった。利用者は複数の居宅サービス事業者を紹介することができること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求められることについて、文書の交付に加えて口頭で説明を行うと共に、それを理解したことについて利用申込者から署名による同意を得ること。		○
サービス提供に要した費用について、領収証が交付されていなかった。利用者負担額等の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付し、領収証の控えを保管すること。	○	

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【施設運営管理・職員処遇・利用者処遇(高齢)】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
パンフレットの利用定員について、実態と異なっていた。実態に合った記載に修正し、統一を図ること。		○
火災に関する災害対策マニュアルは作成されているが、風水害、地震に関する非常災害対策マニュアル(対応計画)が作成されていなかった。風水害、地震にも対応した非常災害対策マニュアル(対応計画)を整備するとともに、計画的に見直しを行うこと。		○
火災、地震に関する災害対策マニュアルは作成されているが、風水害に関する災害対策マニュアルが作成されていなかった。風水害にも対応した災害対策マニュアルを整備するとともに、計画的に見直しを行うこと。		○
火災・風水害・地震等に対するための災害対策マニュアルは作成されているが、不審者や防犯に関する対策マニュアルは作成されていなかった。自然災害以外にも対応したマニュアルを整備するとともに、計画的に見直しを行うこと。		○
避難訓練について、火災・地震に関する訓練は実施されているが、風水害に関する訓練は実施されていなかった。風水害に対処できる具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うこと。		○
避難訓練について、火災に関する訓練は実施されているが、風水害、地震等に関する訓練は実施されていなかった。風水害、地震等に対処できる具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うこと。		○
職場におけるハラスメント防止について、必要な措置が講じられていなかった。適切なサービスの提供を確保するため、職場におけるハラスメントの内容やハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発する等必要な措置を講じること。	○	
自己評価について、2年に1回行われていた。自己評価の回数は少なくとも年に1回は実施することとされているため、定期的を実施すること。		○
自己評価及び外部評価の結果並びに目標達成計画について、利用申込者又はその家族に説明されていなかった。また、利用者及びその家族へ提供されていなかった。利用者申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明するとともに、利用者及びその家族へ手交若しくは送付等により提供を行うこと。	○	
短時間・有期雇用労働者に対する労働条件等について、退職手当の有無が明示されていなかった。短時間・有期雇用労働者に対して、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令23)第5条の労働条件、及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第6条に規定する、昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口について、文書の交付等により明示すること。		○
短時間・有期雇用労働者の雇い入れの際に、雇用管理の改善措置の内容について説明をしていなかった。短時間・有期雇用労働者の雇い入れの際は、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)」第14条に規定する、待遇の差別的取り扱い禁止、賃金の決定方法、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、通常の労働者への転換を促進するための措置について内容を説明すること。		○
身体拘束廃止未実施減算について、身体拘束等適正化委員会を3月に1回以上開催していなかった。また、身体拘束等の適正化のための指針及び定期的な研修を行っていなかった。改善計画書を提出するとともに、身体拘束の減算の届出を行うこと。また、事業所の状況にあわせた方法で委員会を実施するとともに指針の整備及び定期的な研修を実施すること。	○	

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【施設運営管理・職員処遇・利用者処遇(高齢)】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
退去時相談援助加算について、利用者が退去後に施設入所しているにもかかわらず算定されていた。退去後、居宅において居宅サービスを利用する場合に算定される加算であることから、自主点検を行い、算定要件を満たしていないものについては過誤調整を行うこと。	○	
退院退所加算について、病院・施設等の職員とカンファレンス等を行っていたが、カンファレンスに必要な人員数(保険医療機関関係者と3者以上の在宅療養機関関係者)を満たしていなかった。厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、所定単位数を算定すること。なお、自主点検を行い、算定要件を満たしていないものについては過誤調整を行うこと。	○	
特定事業所集中減算について、算定手続きに必要な届出がされていなかった。判定様式を作成し、算定結果が80%を超えた場合は関係書類を提出すること。	○	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)について、処遇改善の内容等が公表されていなかった。ホームページ等により処遇改善の内容等を公表すること。		○
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)に関する処遇改善の内容(賃金改善を除く)等について、公表されていなかった。インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。		○



## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【施設運営管理・職員処遇・利用者処遇(障がい)】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
従業者の勤務状況について、複数の事業を兼務する職員のそれぞれの勤務時間を確認できる書類がなかった。従業者が複数の事業を兼務する場合は、それぞれの事業に従事した勤務時刻を記録し、勤務時間を明確にすること。	○	
従業者の員数について、夜間における必要な員数が配置されていなかった。夜間においては、当該日の利用者が7名以上の場合は、1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の従業者を配置すること。	○	
従業者の勤務状況について、一部書類の確認が取れなかった。勤務日及び勤務時間について記録に残し、適正に保管すること。		○
事業の実施について、短期入所の事業所において児童福祉法に基づく一時保護事業が行われ、短期入所の従業者による支援及び設備の兼用が行われていた。短期入所事業を実施する際は、人員・設備基準を他事業と分けて配置・設置すること。	○	
相談室について、市へ届出された内容と実態が異なっていた。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第1項の規定に従い、変更があったときは10日以内にその旨を届け出ること。		○
契約書について、契約日が空欄になっていた。契約締結の際は、記入漏れがないようにすること。		○
契約書について、契約期間の開始及び終了日が空欄になっている契約書が見受けられた。契約締結の際は、記入漏れがないようにすること。		○
契約書について、契約者の代表者として事業所の管理者が、契約者の住所として事業所の所在地が記載されていたので、法人の代表者及び所在地を記載すること。		○
重要事項説明書について、従業者の職種、員数、[常勤・非常勤の別、営業日、営業時間、サービス提供時間、勤務時間、実施地域、主たる対象者、事業所の名称、事業所の所在地、事業者番号、事業所のFAX番号、管理者氏名、提供するサービスの種類、消防計画、防火管理者、苦情解決体制の担当者職名や第三者委員等、交通費、追加された住居の設備・料金、夜間のサービス提供時間帯、記載されている医療機関の診療科目] が実態と異なっていた。実態に合った記載に修正し、統一を図ること。		○
サービス提供日について、重要事項説明書に複数規定されていたので、実態に沿った内容を記載すること。		○
重要事項説明書、契約書、個人情報に関する同意書について、同意又は契約の日付が空欄になっているものが見受けられたので、記入漏れがないようにすること。		○
重要事項説明書について、他事業所の重要事項説明書が使用されていた。当事業所の重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ること。		○
受給者証について、障がい福祉サービスの内容、支給量等の記載のないものが見受けられた。障がい福祉サービスを提供するときは、提供することを契約した障がい福祉サービスの内容や支給量、その他必要な事項を支給決定障がい者等の受給者証に記載すること。	○	
指定障がい福祉サービスを提供したことについて、利用者から確認を受けていなかった。確認したことを証する書類を作成し、記録に残すこと。	○	
利用者に求める金銭の支払について、食事の提供に要する費用に係るキャンセル料の説明を行い、同意を得ているとのことだが、書面に具体的内容が記載されていなかった。利用者に金銭の支払いを求める際は、当該金銭の用途及び額並びに金銭の支払を求める理由を書面により明らかにするとともに、利用者に説明し、同意を得ること。		○
食事の提供に要する費用について、領収証が交付されていなかった。利用者負担額等の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付し、領収証の控えを保管すること。	○	

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【施設運営管理・職員処遇・利用者処遇(障がい)】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
食事の提供に要する費用について、領収証に費用の対象となる年月が記載されていなかったので記載すること。		○
利用者に対して、介護給付費の金額等を記載した代理受領の通知が発行されていなかった。市町村から介護給付費の支払を受けたときは、本来の受領者である利用者に対して代理受領した金額等を書面により通知すること。	○	
利用者に対して、介護給付費の金額等を記載した代理受領の通知が発行されているが、通知日が記載されていなかった。通知日を記載し利用者に対し通知すること。		○
介護給付費の金額等を記載した代理受領の通知について、受領を確認した後に通知しているとのことだが、通知日に受領日より前の日付が記載されていた。通知日には実態に沿った日付を記載し、介護給付費受領の確認後に利用者へ通知すること。		○
自己評価について、実施しているとのことだが、確認できる書類がなかった。事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。		○
事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないことになっているが、実施されていなかった。自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。	○	
個別支援計画の作成について、アセスメントを行っているとのことだが、記録がなかった。個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行い、その記録を残すこと。	○	
個別支援計画の作成について、当該計画の作成に係る会議を行っていなかった。利用者に対するサービスの提供に当たる職員等を招集し計画の原案について意見を求めるための会議を開催し、その記録を残すこと。	○	
個別支援計画の作成について、記載のない事項(利用者及びその家族の生活に対する意向、[生活全般の質を向上させるための課題、総合的な支援の方針、指定障がい福祉サービスを提供する上での留意事項等、指定障がい福祉サービスの目標及びその達成時期])があった。サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、目標及びその達成時期、提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成したうえでケース会議等を開催すること。		○
個別支援計画の作成について、当計画の作成に係る会議を開催し、計画の原案について意見を求めているとのことだが、記録されていなかった。利用者に対するサービスの提供に当たる職員等を招集し計画の原案の内容について意見を求めるための会議を開催し、その記録を残すこと。		○
個別支援計画の作成について、個別支援計画の作成に係る会議は開催されていたが、計画の原案について意見が求められていなかった。サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき原案を作成したうえで、利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集し、計画の原案の内容について意見を求めるための会議を開催し、その記録を残すこと。		○
個別支援計画の原案の内容について、利用者の同意は得ていたが、同意を得た日が原案作成日から5カ月経過していた。個別支援計画の原案作成後は、内容を利用者又はその家族に説明し、速やかに文書により同意を得ること。		○
モニタリング(定期的な個別支援計画の実施状況の把握)を定期的に行っているとのことだが、チェックリストのみで、面接等の結果が記録されていなかった。モニタリングの結果は、利用計画の見直し等の際に必要なため、モニタリング実施後は速やかにその結果を記録し、保管すること。		○

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【施設運営管理・職員処遇・利用者処遇(障がい)】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
施設外就労について、施設外就労に関する実績が市町に提出されていなかった。毎月の報酬請求に合わせて施設外就労に関する実績を提出すること。		○
施設外就労について、個別支援計画に位置付けられていなかった。就労能力や賃金の向上及び一般就労への移行に資する施設外就労を含めた個別支援計画を事前に作成し、計画に基づき支援すること。		○
賃金の支払いについて、給与規程に定められた額が実態と異なっていた。賃金の算定基準を明確にし、規程に沿って支払うこと。	○	
工賃の支払いについて、工賃規程に定められていない額の支払いが見受けられた。規程を見直す、または規程に沿って支払うこと。	○	
工賃の支払いについて、工賃規程に定められていない額の支払い(昇給、屋内工賃、屋外工賃、交通費)が見られた。工賃算定基準を明確にし、規程に沿って支払うこと。	○	
工賃の支払いについて、必要経費が算出されていなかった。生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うこと。	○	
工賃の支払いについて、工賃規程に時間給と出来高給を比較し高い方の額を基本給とする旨を規定しているが、出来高給を優先した支払いが見受けられた。工賃算定基準を明確にし、規程に沿って支払うこと。	○	
工賃の支払いについて、工賃規程に規定する台帳等が作成されていなかった。実態に合った記載に修正する等により、規程に基づき実施すること。		○
就労支援等の事業の会計書類が作成されていなかった。「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づき、就労支援等の事業の会計書類を作成すること。	○	
検食について、事業所内で調理している食事(ごはん、みそ汁)は実施されていなかった。検食は、事故防止の観点から、利用者の食事の前に実施し記録に残すこと。また、異味・異臭その他の異常が見られた場合には直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じること。		○
検食について、一部実施されていなかった。事故防止の観点から、利用者の食事の前に実施し、記録として残すこと。		○
食事について、献立にないものが提供されていた。利用者の年齢や障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容となるよう、予定献立を作成し、その献立に従って調理したものを提供すること。		○
従業員の研修について、従業者が受講していなかった。従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。	○	
食事代について、運営規程及び重要事項説明書が実態と異なっていた。運営規程等を実態に合った記載に修正し、文書等により利用者に周知すること。		○
食事代、送迎代について、運営規程と重要事項説明書の記載が異なっていた。運営規程等を実態に合った記載に修正し、文書等により利用者に周知すること。		○
食事代、送迎代について、口頭にて実態に沿った内容を説明し同意を得ているとのことだが、運営規程及び重要事項説明書が実態と異なっていた。運営規程等を実態に合った記載に修正し、文書等により利用者に周知すること。		○

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【施設運営管理・職員処遇・利用者処遇(障がい)】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
交通費、苦情解決体制について、運営規程と重要事項説明書が異なっていた。実態に合った内容に修正し、文書等により利用者に周知すること。		○
運営規程において、事業所の自動車を使用した場合の交通費は別に定めるとあるが、規定されていなかった。別紙を追加するなど運営規程を実態に合った内容にするとともに、文書等により利用者に周知すること。		○
従業者の職種、員数〔営業日、通常の事業の実施地域〕について、運営規程と重要事項説明書が異なっていた。実態に合った記載に修正し、統一を図ること。		○
従業者の員数について、運営規程及び重要事項説明書と実態が異なっていた。また、重要事項説明書について、従業者の勤務時刻が実態と異なっていた。実態に合った記載に修正し、統一を図ること。		○
運営規程について、事業所の名称が実態と異なっていた。また、サービス提供日が複数規定されていた。実態にあった内容に修正すること。		○
運営規程について、営業日及び営業時間〔従業者の職種、員数、通常の実施地域〕と実態が異なっていた。実態に合った記載に修正し、統一を図ること。		○
運営規程について、通常の事業の実施地域として栃木市周辺の市町と記載されていた。通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとする。		○
運営規程について、地域生活支援拠点等である旨が規定されていなかった。地域生活支援拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。		○
運営規程について、必要な事項(虐待の防止のための措置に関する事項)のうち、虐待防止委員会を設置しているものの記載されていなかったので記載すること。		○
運営規程について、必要な事項(虐待の防止のための措置に関する事項)のうち、虐待の防止に関する責任者の選定、成年後見利用支援、苦情解決体制の整備、虐待防止委員会の設置等に関するものが記載されていなかったので記載すること。		○
運営規程について、必要な事項(利用定員)のうち、共同生活住居の入居定員の合計数が記載されていなかったので記載すること。		○
従業者の研修について、受講されていなかった。従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。	○	
職場におけるハラスメント防止について、必要な措置が講じられていなかった。適切なサービスの提供を確保するため、職場におけるハラスメントの内容やハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化及びその周知・啓発、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等、必要な措置を講じること。	○	
職場におけるハラスメント防止について、カスタマーハラスメントの措置のみのマニュアルが使用されていた。適切なサービスの提供を確保するため、職場におけるハラスメントの内容やハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化及びその周知・啓発、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等、必要な措置を講じること。		○
職場におけるハラスメント防止について、方針の明確化がされていたが、一部実態と異なっていた。適切なサービスの提供を確保するため、職場におけるハラスメントの内容やハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化及びその周知・啓発、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等、必要な措置を講じること。		○

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【施設運営管理・職員処遇・利用者処遇(障がい)】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
職場におけるハラスメント防止について、方針の明確化がされていたが相談窓口が実態と異なっていた。適切なサービスの提供を確保するため、職場におけるハラスメントの内容やハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化及びその周知・啓発、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等、必要な措置を講じること。		○
消防計画について、防火担当責任が変更されていたが、変更の届出がされていなかった。計画の内容について定期的に検証・見直しを行うとともに、変更した場合は、消防機関に届け出ること。	○	
非常災害時等に対応するための災害対策計画について、不審者に関する対策が作成されていなかった。火災・地震等地域の実情も鑑みた災害に対処できる計画を作成し、その内容を職員間で十分共有すると共に、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。		○
非常災害時等への対応について、災害対策計画に水害、不審者に関する対策が作成されていなかった。また当災害等の訓練が実施されていなかった。火災・水害、地震等地域の実情も鑑みた災害に対処できる計画を作成し、その内容を職員間で十分共有すると共に、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有し、訓練を行うこと。		○
非常災害時に対応するための災害対策計画について、水害のみ作成されていた。火災・地震等地域の実情も鑑みた災害に対処できる計画を作成し、その内容を職員間で十分共有すると共に、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。		○
避難訓練について、年2回の実施が規定されているが、年に1回実施されていた。非常災害に対する具体的な計画に基づき、定期的に行うとともに実施した記録を残すこと。	○	
避難訓練及び消火訓練について、避難訓練を実施しているとのことだが当書類の確認が取れなかった。また、消火訓練が実施されていなかった。非常災害対策計画に基づき、定期的に行うとともに実施した記録を残すこと。	○	
避難訓練及び消火訓練について、一部書類の確認が取れなかった。実施した記録を残し、適正に保管すること。また、訓練のうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練を実施すること。		○
避難訓練について、月1回の実施が規定されているが、隔月1回で実施されていた。実態に合った記載に修正する等により、規程に基づき実施すること。		○
避難訓練について、地震による訓練のみ実施されていた。また、消火訓練について、実施されていなかった。非常災害対策計画に基づき、定期的に行うとともに実施した記録を残すこと。		○
避難訓練について、水害による訓練が実施されていなかった。非常災害対策計画に基づき、定期的に行うとともに実施した記録を残すこと。		○
感染対策委員会及び身体拘束適正化検討委員会について、支援向上委員会と一体的に行っているとのことだが、支援向上委員会規程に規定されていなかった。実態に合った規程に修正する等により、規程に基づき定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。		○
事業所内に契約書が掲示されていた。運営規程の概要、計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が記載された運営規程及び重要事項説明書等を事業所の見やすい場所に掲示すること。		○
重要事項説明書について、事務室に備え置かれていた。事業所の見やすい場所に掲示し、利用者等がいつでも閲覧できるようにすること。		○
関係機関等に対して利用者に関する情報を提供する際に、同意書を徴していなかった。あらかじめ文書により利用者またはその家族から同意を得ること。	○	

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【施設運営管理・職員処遇・利用者処遇(障がい)】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
関係機関等に対して利用者に関する情報を提供する際に、同意書を徴していないものが見受けられた。あらかじめ文書により利用者又はその家族から同意を得ること。		○
個人情報に係る同意書について、他事業の内容が記載されていた。関係機関等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、当事業の内容にて、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ること。		○
パンフレットについて、事業所の住所、受付時間〔開所日〕が実態と異なっていた。実態に合った記載に修正し、統一を図ること。		○
苦情解決体制について、苦情解決責任者及び苦情受付担当者が選任されているが、重要事項説明書に記載されていなかった。重要事項説明書に記載するとともに、施設内掲示、配付等により利用者に周知すること。		○
苦情解決体制について、重要事項説明書の苦情受付担当者の連絡先と受付時間が実態と異なっていた。重要事項説明書を実態に合った記載に修正し、施設内掲示、配付等により利用者に周知すること。		○
苦情解決体制について、苦情解決責任者の連絡先が周知されていなかった。苦情解決責任者の氏名、連絡先を重要事項説明書等に記載するとともに、施設内掲示、配付等により利用者に周知すること。		○
苦情解決体制について、苦情解決責任者と苦情受付窓口(担当者)の連絡先が、重要事項説明書に記載されていなかった。苦情解決責任者及び苦情受付窓口の連絡先を重要事項説明書に記載し、施設内掲示、配付等により利用者に周知すること。		○
苦情解決体制について、苦情解決責任者が重要事項説明書に記載されていなかった。また苦情受付担当者が実態と異なっていた。苦情解決責任者の職種及び氏名、また実態に沿った苦情受付担当者を重要事項説明書に記載し、施設内掲示、配付等により周知すること。		○
苦情解決体制について、苦情解決責任者及び苦情受付担当者として同一人が選任されていた。役割が異なることから、別々の人を選任し苦情解決体制を整え、必要な措置を講じること。		○
苦情解決体制について、苦情解決責任者、苦情受付担当者の記載が実態と異なっていた。また、第三者委員について、記載がされていなかった。苦情解決責任者の氏名、連絡先を重要事項説明書等に記載すること。また、第三者委員の氏名、連絡先を重要事項説明書等に記載するとともに、施設内掲示、配付等により利用者に周知すること。		○
苦情解決体制について、苦情解決責任者及び第三者委員が重要事項説明書に記載されていなかった。苦情解決責任者及び第三者委員の氏名及び連絡先を重要事項説明書に記載し、施設内掲示、配付等により利用者に周知すること。		○
苦情解決体制における第三者委員について、連絡先が周知されていなかった。第三者委員の氏名、連絡先を重要事項説明書等に記載するとともに、施設内掲示、配付等により利用者に周知すること。		○
苦情解決体制について、第三者委員が選任されていなかった。第三者委員を選任し、利用者又はその家族に文書等により周知すること。なお、第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数人選任することが望ましい。		○
苦情解決体制における第三者委員について、3名選任されているが、2名しか重要事項説明書に記載されていなかった。第三者委員の職務として利用者からの苦情の直接受付も含まれていることから、重要事項説明書に記載し、施設内掲示、配付等により利用者に周知すること。		○
苦情解決体制における第三者委員について、複数名選任されているが、1名の連絡先の記載がされていなかった。第三者委員の職務として利用者からの苦情の直接受付も含まれていることから、重要事項説明書に記載し、施設内掲示、配付等により利用者に周知すること。		○

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【施設運営管理・職員処遇・利用者処遇(障がい)】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
苦情解決体制について、第三者委員に法人の他部署が選任されていた。第三者委員は、社会性・客観性の確保のため、利害関係のない者を選任し、第三者委員の氏名及び連絡先を文書等により利用者等に周知すること。なお、第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数人選任することが望ましい。		○
苦情解決について、苦情解決の手順が定められていなかった。利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決の手順等苦情を解決するための必要な措置を講じること。		○
身体拘束について、身体拘束適正化検討委員会が設置されていなかった。当委員会を定期的開催(年1回以上)するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。	○	
身体拘束について、身体拘束等の適正化のための指針が作成されていなかったため、整備すること。	○	
身体拘束について、身体拘束等の適正化のための指針が作成されていたが、一部実態と異なっていた。身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方、身体拘束適正化検討委員会その他事業所内組織に関する事項、職員研修に関する基本方針等を盛り込んだ指針を整備すること。		○
身体拘束について、身体拘束等の適正化のための研修が実施されていなかった。指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず当研修を実施すること。	○	
身体拘束について、身体拘束の同意書が利用者から一律に徴されていた。利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないこと。なお、やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討し、組織による決定と個別支援計画への記載を行うこと。		○
身体拘束について、身体拘束適正化検討委員会が法人として設置されていたが、事業所の従業者が参加していなかった。当委員会を定期的開催(年1回以上)するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。		○
虐待の防止について、虐待防止委員会が設置されていなかった。当委員会を定期的開催(年1回以上)するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。	○	
虐待の防止について、研修が実施されていなかった。虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず当研修を実施すること。	○	
虐待の防止について、虐待防止のための担当者が置かれていなかった。委員会開催、研修実施を適切に実施するため、担当者を設置すること。	○	
虐待の防止について、虐待防止委員会が法人として設置されているが、事業所の従業者が参加していなかった。当委員会を定期的開催(年1回以上)するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。		○
利用者の預かり金について、印鑑・通帳が1つの金庫に保管されていた。不正な事務を未然に防止するため、印鑑・通帳の保管責任者及び保管場所とその鍵の管理を別にすること。		○
利用者の預かり金について、金銭の授受の際に複数職員の立ち合いがされていないことがあった。利用者へ金銭を引き渡す際は、複数職員による対応等により、預り金管理を適正に行うこと。		○
利用者の預かり金について、預り金取扱規程に規定された責任者及び役割の一部が実態と異なっていた。預り金取扱規程を実態に沿った記載に修正し、統一を図ること。		○

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【施設運営管理・職員処遇・利用者処遇(障がい)】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
利用者の預かり金について、収支時の伝票作成と承認を同一人が行っている場合があった。複数職員による対応等により、預り金管理を適正に行うこと。		○
厚生労働大臣が定める事項の評価等について、評価結果が一部公表されていなかった。令和3年厚生労働省告示第88号「厚生労働大臣が定める事項及び評価方法」で定める事項について、令和3年3月30日障発0330第5号「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」に定める様式により、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用等により、毎年度4月中に公表すること。		○
サービス提供時モニタリング加算について、訪問年月日等が記載されていないもの、訪問記録が確認できないものがあった。サービスの提供現場を訪問することにより、サービスの提供状況等を確認し、及び記録した場合に加算するものであるため、必要事項を記録に残すこと。	○	
福祉専門職員配置等加算について、常勤職員のうち有資格者の割合が100分の35以上を満たしていない期間があった。また、常勤職員の割合が100分の75以上を満たしていない期間があった。人員配置等を見直し、要件を満たしたうえで算定すること。	○	
福祉専門職員配置等加算について、職員の勤務時間が、常勤の従業者が勤務すべき時間に達していない期間があった。人員配置等を見直し、要件を満たしたうえで算定すること。	○	
精神障害者支援体制加算について、体制を整備している旨の掲示がされていなかった。利用者等がいつでも閲覧できるように、事業所内の見やすい場所に掲示するとともに、ホームページ等で公表すること。	○	
精神障害者支援体制加算について、研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者を配置していることが事業所に掲示されているとのことだが、公表されていなかった。精神障害者支援体制加算の算定にあたっては、当該体制が整備されている旨を掲示するとともに、ホームページやパンフレットによる掲載等により公表すること。	○	
精神障害者支援体制加算について、体制を整備している旨を事業所入口及び相談室内にパンフレット等を設置し周知されていた。利用者等がいつでも閲覧できるように、事業所内の見やすい場所に掲示するとともに、ホームページ等で公表すること。	○	
目標工賃達成指導員配置加算について、常勤換算方法で1人以上の配置を満たしていない期間があった。人員配置等を見直し、要件を満たしたうえで算定すること。	○	
常勤看護職員等配置等加算について、常勤換算方法で1以上の看護職員を配置していない期間があった。人員配置を見直す等、要件を満たしたうえで算定すること。	○	
食事提供体制加算について、短期滞在加算が算定される者及び宿泊型自立訓練の利用者に算定される加算が、これ以外の者に算定されていた。当サービスの食事提供体制加算は、短期滞在加算が算定される者及び宿泊型自立訓練の利用者に算定される加算と、これ以外の者に算定される加算に分かれているため、それぞれ要件を満たしたうえで算定すること。	○	
帰宅時支援加算について、個別支援計画に記載されていなかった。帰宅時支援加算を算定する場合は、利用者ごとに必要な支援内容を個別支援計画に位置付け、当計画に基づき支援を行うとともに記録すること。	○	
特定事業所加算について、緊急時の連絡先及び対応可能時間が説明されていたが、明示されていなかった。特定事業所加算の算定にあたっては、緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うこと。		○



## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【施設運営管理・職員処遇・利用者処遇(障がい)】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
欠席時対応加算について、引き続きサービス等の利用を促すなどの相談援助を行っているとのことだが、内容が記録されていなかった。当加算を算定する場合においては、電話等により利用者の状況を確認し、引き続きサービス等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容等を記録すること。	○	
欠席時対応加算について、相談援助が行われていない日が見受けられた。当加算は、電話等により利用者の状況を確認し、引き続きサービス等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容等を記録した場合に対象となるため、要件を満たしたうえで算定すること。		○
居宅介護サービス費の算定について、個別支援計画のサービス提供時間でなく、実際のサービス提供時間による算定が見受けられた。サービスを提供した場合は、現に要した時間でなく、個別支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で算定すること。なお、個別支援計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、個別支援計画の見直しを行うこと。		○
重度障害者支援加算について、支援計画シート等の作成者が記載されていなかった。また、支援内容が記載されていないものが見受けられた。重度障害者支援加算は、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者等により支援計画シート等を作成した場合及び支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行った場合に算定できるため、支援計画シートに支援内容及び作成者等を記載すること。		○
育児休業及び介護休業制度について、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」が改正され、令和4年4月1日から段階的に施行されているが、規程が修正されていなかった。育児休業を取得しやすい雇用環境等を整備のため、法令に従って規程を見直すこと。		○

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【施設運営管理・職員処遇・利用者処遇(児童)】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
土曜日の給食について、給与栄養目標量に対する達成状況の評価がされていなかった。土曜日の給食を提供する際は、土曜日のエネルギー及び栄養素等を含めた達成状況の評価を行うこと。		○
給食の予定献立と実施献立の給与栄養量(カルシウム、鉄等)について、過不足が見られた。必要な栄養量が確保できるよう献立を作成し、実施すること。		○
検食について、児童の食事の後に実施している日が見受けられた。検食は、事故防止の観点から、児童の食事の前に実施し実施した内容を記録に残すこと。また、異味・異臭その他の異常が見られた場合には直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じること。		○
児童の健康診断について、年2回実施しているが、必要とされる検査項目のうち、健康診断票に記録のないものが見受けられた。学校保健安全法第13条に従い健康診断を実施し、その結果をすべて記録に残すこと。		○
児童の健康診断について、年2回実施されているが、必要とされる検査項目のうち、視力及び聴力検査について、0歳児から2歳児が年1回しか実施されていなかった。栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第17条に従い、視力及び聴力検査についても年2回実施し、記録に残すこと。		○
苦情解決体制について、苦情解決責任者及び苦情受付担当者として同一人が選任されていた。役割が異なることから別々の人を選任し、苦情に迅速かつ適切に対応できるよう苦情解決体制を整え、必要な措置を講じること。	○	
苦情解決体制について、苦情解決責任者及び苦情受付担当者をそれぞれ選任しているとのことだが、同一人が掲示されていた。役割が異なることから、別々の人を選任し、苦情に迅速かつ適切に対応できるよう苦情解決体制を整えるとともに、実態に沿って掲示すること。		○
苦情解決体制について、第三者委員への連絡先が周知されていなかった。利用者が職員に苦情を申し出しにくい際に、直接連絡することができるよう、第三者委員への連絡先を周知すること。		○
苦情解決体制について、苦情解決責任者が周知されていなかった。また、第三者委員が2名選任されているが、1名の連絡先が周知されていなかった。苦情解決責任者の氏名及び選任された第三者委員全員の連絡先を文書等により利用者等に周知すること。		○
食物アレルギーの給食について、保護者の申出により除去されているものが見受けられた。食物アレルギーの給食を提供する際は、誤配及び誤食等の発生予防及び不必要な食物除去の防止のため、医師の診断に基づいた生活管理指導表等により対応すること。		○
給食材料の検収について、検収時の品温が高いもの(卵、魚、練り製品等)が見受けられた。適切な温度で納品するよう業者を指導すること。		○
給食材料の検収について、分量を確認していないものが見受けられた。使用量及び給与栄養量を把握する必要があることから、発注書に数量を記載し、検収の際は、品質、鮮度、容器、包装、品温、異物の衛生状態のほか、数量についても確認し、記録に残すこと。		○
給食食材の検収について、品温を測っているとのことだが、記録されていないものが見受けられた。検収の際は、数量の他、品質、鮮度、容器、包装、品温、異物の衛生状態について確認し、記録に残すこと。		○
保育の提供を行う時間(土曜保育)について、重要事項説明書及びパンフレットと実態が異なっていた。実態に合った記載に修正し、統一を図ること。		○

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【施設運営管理・職員処遇・利用者処遇(児童)】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
職員の職種及び員数、保護者から受領する費用の額について、運営規程と重要事項説明書が異なっていた。運営規程及び重要事項説明書を実態に合った記載に修正し、統一を図ること。なお、運営規程変更後は、「別記様式第27号(第26条関係)特定教育・保育施設設置者の住所等の変更の届出書」に、変更後の運営規程を添付し、市保育課宛に提出すること。		○
職員の職員数及び利用定員について、運営規程と重要事項説明書が異なっていた。運営規程及び重要事項説明書を実態に合った記載に修正し、統一を図ること。		○
職員の職種、職務の内容並びに利用者から受領する費用の種類、支払を求める額について、運営規程と重要事項説明書が異なっていた。運営規程及び重要事項説明書を実態に合った記載に修正し、統一を図ること。なお、運営規程変更後は、「別記様式第27号(第26条関係)特定教育・保育施設設置者の住所等の変更の届出書」に、変更後の運営規程を添付し、市保育課宛に提出すること。		○
給与規程について、給料表は使用していたが、給与規程に定められていなかった。給料表、初任給格付基準、経験年数換算表、定期昇給、各手当の支給に関するものを給与規程に定め、規程に基づき行うこと。		○
人事考課は行っていたが、規定に基づいていなかった。人事考課を行う際は、人事考課の方法、基準等を規定し、職員に周知したうえで、規定に基づき行うこと。		○
短時間労働者に対して、文書の交付等により明示することが必要な労働条件の事項について、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」の記載がなかった。短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に従い、当該事項についても文書の交付等により明示すること。		○
介護休業制度について、定められていなかった。職員から申出があった際、制度を利用できるよう、介護休業制度について整備しておくこと。		○
避難確保計画について、市担当課に相談中とのことだが、計画が作成されていなかった。浸水想定区域内に所在し、かつ市地域防災計画に要配慮者利用施設として位置付けられた施設は避難確保計画を作成する必要があるため、当計画を作成し市に報告するとともに、当計画に基づいた避難訓練を実施すること。	○	
消火訓練について、毎月実施されているとのことだが、記録されていなかった。避難及び消火訓練は、毎月1回以上実施するよう計画を作成し、実施した記録を残すこと。		○
緊急時の食料確保方法について、具体的内容が規定されていなかった。園の実情を鑑みた緊急時に対応できる具体的なマニュアルを整備するとともに関係者に周知すること。		○
緊急時の食料確保方法について、マニュアルが作成されていなかったため、マニュアルを整備するとともに関係者に周知すること。		○

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【特定教育・保育施設】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
人権擁護、虐待防止等について、研修の実施等の措置がされていなかった。児童の人権擁護、虐待の防止等のため、具体的な計画を立て研修を実施する等の措置を講ずるよう努めること。		○
重要事項説明書について、非常災害時の対策の避難・消火訓練の内容が記載されていなかったので追記すること。		○
個別の指導計画について、0、1歳児は作成されていたが、2歳児は作成されていなかった。幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、満3歳未満児の園児については、個々の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な指導計画を作成すること。	○	
特定教育・保育施設の利用者（保護者）、関係者又は外部の者による評価について、実施していなかった。外部から評価を受け、改善を図ることは特定教育・保育の質の向上に寄与するものであることから、定期的の実施及び公表に努めること。		○
保育の提供を行う時間（土曜保育）について、重要事項説明書及びパンフレットと実態が異なっていた。実態に合った記載に修正し、統一を図ること。		○
職員の職員数及び利用定員について、運営規程と重要事項説明書が異なっていた。運営規程及び重要事項説明書を実態に合った記載に修正し、統一を図ること。		○
運営規程は掲示されていたが、重要事項が掲示されていなかった。重要事項についても、見やすい場所に掲示し、利用者がいつでも閲覧できるようにすること。		○
苦情解決体制について、苦情解決責任者及び苦情受付担当者をそれぞれ選任しているとのことだが、同一人が掲示されていた。役割が異なることから、別々の人を選任し、苦情に迅速かつ適切に対応できるよう苦情解決体制を整えるとともに、実態に沿って掲示すること。		○
苦情解決体制について、第三者委員が選任されていなかった。また、重要事項説明書に苦情解決責任者が記載されていなかった。第三者委員の選任、苦情解決責任者、第三者委員の氏名及び連絡先を文書等により利用者等に周知すること。なお、第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数人選任することが望ましい。	○	
苦情解決体制における第三者委員について、連絡先が周知されていなかった。利用者が直接連絡することができるよう、第三者委員への連絡先を周知すること。		○

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【小規模保育事業】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
外部の者(利用者(保護者)、関係者等)による評価が実施されていなかった。外部の者から評価を受け、改善を図ることは保育事業の質の向上に寄与するものであることから、定期的な実施に努めること。		○
火災、地震等に対処するための具体的計画は定められていたが、水害等に関する計画は定められていなかった。地域の実情を踏まえた水害・土砂災害等の非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。		○
避難確保計画について、作成されていなかった。洪水や雨水、出水時に円滑かつ迅速な避難が確保されるよう計画を作成し、市に報告するとともに、計画に基づいた訓練を実施すること。	○	
職員の健康診断について、定期の健康診断は実施されているが、採用時は実施されていなかった。労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則第43条に従い職員を採用する際は、職員の適正配置と健康管理のため、受診後3か月以内の健康診断書を提出したものを除き、健康診断を実施すること。		○
利用者負担(送迎代)について、運営規程と重要事項説明書の内容が実態と異なっていた。運営規程、重要事項説明書を実態に合った記載に修正し、統一を図ること。また、記載内容に変更があった際は、速やかに修正し、運営規程は保育課へ届け出ること、重要事項説明書は保護者等に周知し同意を得ること。		○
管理者の勤務時間について、勤務表及び重要事項説明書の内容が実態と異なっていた。重要事項説明書を実態に合った記載に修正し、保護者等に周知すること。		○
苦情解決体制について、苦情解決責任者が周知されていなかった。苦情解決責任者の氏名を重要事項説明書等に記載するとともに、文書等により利用者に周知すること。		○
事故防止及び安全対策について、職員が救急対応の実技講習等に参加されていなかった。利用乳幼児の安全確保のために、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」に基づき、安全な教育・保育環境を確保するための配慮点等について研修を実施するとともに、救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED、エピペン®の使用等)の実技講習等に定期的に参加し、事故発生時の対処方法を身に着けるための実践的な訓練を計画的に行うこと。		○
就業規則が作成されていたが、労働基準監督署への届出がされていなかった。短時間労働者を含め、常時職員10人以上の職員を雇用する施設においては就業規則を作成し、速やかに所轄労働基準監督署へ届け出ること。		○

### 【特定地域型保育事業】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
外部の者(利用者(保護者)、関係者等)による評価が実施されていなかった。外部の者から評価を受け、改善を図ることは保育事業の質の向上に寄与するものであることから、定期的な実施に努めること。		○

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【放課後児童健全育成事業】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
運営規程が施設に保管されていなかった。運営規程は、事業運営の基礎となる重要な規程であるため適切に保管し、職員及び保護者が閲覧できるようにすること。	○	
運営規程について、改正前のものが施設に保管されていたので、最新のものを保管すること。		○
運営規程について、掲示等の閲覧体制ができていなかった。職員及び保護者が閲覧できるように掲示等をし、周知に努めること。		○
運営規程について、普段、保護者が入らない教室内に掲示されていた。職員及び保護者の見やすい場所に掲示し、保護者等がいつでも閲覧できるようにすること。		○
運営規程について、記載に必要な項目(利用保護者の支払う額)が記載されていなかったので、追記すること。なお、運営規程変更後は、「別記様式第2号(第2条関係)放課後児童健全育成事業変更届」を、変更後の運営規程を添付し、市宛に提出すること。		○
運営規程について、開所時間が実態と違っていた。運営規程には実態に即した内容を記載すること。		○
利用者の保護者が支払うべき額について、運営規程と実態が異なっていたので、統一を図ること。		○
会議を定期的に行っているものの、会議録の作成がされていなかった。開催年月日、出席者、議題、発言要旨、結果等が確認できるよう毎回記録に残すこと。		○
利用児童に対して必要となる専用区画の面積が基準を満たしていなかったため、改善すること。	○	
火災、地震に関する災害対策マニュアルは作成されているが、風水害に関する対策は作成されていなかった。風水害にも対応したマニュアルを整備するとともに、計画的に見直しを行うこと		○
火災、地震に関する災害対策マニュアルは作成されているが、風水害、土砂災害に関する対策が作成されていなかった。地域の特徴を考慮しマニュアルを整備するとともに、計画的に見直しを行うこと。		○
災害対策マニュアルについて、一部が保管されていなかった。当マニュアルを適切に保管するとともに、当マニュアルの設置場所及び内容を職員全員に周知すること。		○
災害対策マニュアルについて、一部の職員にのみ周知されていたので、当マニュアルの設置場所及び内容を職員全員に周知すること		○
避難訓練について、実施されていなかった。具体的な計画等を作成し、定期的に行うとともに、その記録を残すこと。	○	
消火訓練について、実施されていなかった。具体的な計画等を作成し、定期的に行うとともに、その記録を残すこと。	○	
消火訓練について、年1回しか実施されていなかった。具体的な計画等を作成し、定期的に行うとともに、その記録を残すこと。		○
消火訓練について、実施しているとのことだが、記録が作成されていなかった。具体的な計画等に基づき定期的に行うとともに、実施した際は、記録に残すこと。		○
「緊急時対応マニュアル」内の感染症予防のための対策(準備)に記載されている内容について、消毒液の取扱いが統一されていなかった。マニュアルを遵守する等、実態に即した対応をすること。	○	
「緊急時対応マニュアル」について、緊急連絡先一覧に前任者の氏名及び連絡先が記載されていたので、最新のものを保管すること。		○

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【放課後児童健全育成事業】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
食物アレルギーの対応について、緊急時のアレルギー対応マニュアルは作成されていたが、おやつ の提供に関する対応方法は決められていなかった。食物アレルギー児へおやつの提供をする際の対 応方法等を記載したマニュアルを作成し施設に設置するとともにその内容を職員全員に周知するこ と。		○
感染症等対応マニュアルが作成されていなかった。感染症又は食中毒等の発生時、又はまん延防止 について対応マニュアルを整備すること。		○
医薬品について、使用期限の過ぎているものが見受けられたので早急に交換すること。また、定期的 に使用期限の確認、補充をすること。		○
苦情解決体制について、施設に掲示されていなかったのを、掲示すること。		○
苦情解決の体制について、普段、保護者が入らない教室内に掲示されていた。保護者の見やすい場 所に掲示し、保護者がいつでも閲覧できるようにすること。		○
苦情解決体制として第三者委員が選任されていたが、第三者委員への連絡先等が周知されていな かった。利用者が職員に苦情を申し出しにくい際に、直接連絡することができるよう、第三者委員への 連絡先等を周知すること。	○	
苦情解決体制として第三者委員が選任されていたが、一部の第三者委員への連絡先等が周知され ていなかった。利用者が職員に苦情を申し出しにくい際に、直接連絡することができるよう、第三者委 員への連絡先を周知すること。		○
運営の内容について、自己評価を実施していなかった。社会福祉法第78条第1項の規定に基づき、社 会福祉事業を行う者は、福祉サービスを受ける利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービ スを提供するよう努めることとされているため、定期的に自己評価を実施すること。		○
放課後児童支援員について、資格者が不在の日があった。放課後児童支援員を最低1名は配置する こと。		○
一つの支援単位を構成する児童の人数が40人を超えている日が見受けられた。運営面や安全面を 考慮し、概ね40人以下となるようにすること。	○	
放課後児童支援員が、研修に参加していなかった。資質の向上を図るため、計画を策定し定期的に 研修に参加すること。また、研修の内容について記録に残すこと。	○	
保護者から徴収しているおやつ代・教材費について、別の目的で支出しているものがあった。保護者 から徴収した費用は、目的に応じた支出をし、適正な経理処理を行うこと。		○

## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【認可外保育施設(認定こども園併設含む)】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
保育従事者が1人しか配置されていない日があった。常時、2人以上の保育に従事する者を配置すること。	○	
開所時間内において、保育従事者が1人しか配置されていない時間帯が見受けられた。幼児が1名である時間帯を除き、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすること及び他の職員を配置するなど安全面に配慮し、保育運営をすること。	○	
有資格者(保育士、看護師、准看護師)が配置されていない日があった。常に保育に従事する者の概ね3分の1以上は、有資格者を配置すること。	○	
消火訓練について、実施されていなかった。消火訓練は毎月1回以上実施するよう計画を作成し、実施した記録を残すこと。		○
消火訓練について、消火器の操作方法の確認を行っているとのことだが、記録されていない月が見受けられた。避難及び消火訓練は毎月1回以上実施するよう計画を作成し、実施した内容を記録に残すこと。		○
避難訓練について、水害に関する訓練が計画されていなかった。水害・土砂災害等、地域の実情を鑑みた非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。		○
避難訓練について、災害等を想定した訓練を実施しているとのことだが、具体的な内容が記載されていなかった。避難及び消火訓練は毎月1回以上実施するよう計画を作成し、実施した記録を残すこと。		○
保育従事者が、研修に参加していなかった。保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るため、計画を策定し定期的に研修に参加すること。また、研修の内容について記録に残すこと。		○
緊急時の連絡体制について、警察署、病院等の一覧の作成がされていなかった。緊急時に備え、保育施設付近の消防署、病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知すること。		○
緊急時の連絡体制について、病院の連絡先一覧表は作成されていたが、消防署等が記載されていなかった。緊急時に備え、保育施設付近の消防署等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知すること。		○
給食について、献立が作成されていなかった。食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、これに基づき調理すること。	○	
給食について、1週間分の献立が作成されていたが、献立と違うものが提供されていた。食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立を作成し、これに基づき調理した給食を提供すること。		○
調乳に携わる職員について、検便を実施していなかった。調乳に携わる職員は衛生管理上、検便を毎月実施し、検査結果を残すこと。	○	



## 令和4年度 社会福祉法人及び社会福祉事業等に対する指導監査の指摘状況等

### 【認可外保育施設(認定こども園併設含む)】

指 摘 内 容	指摘種別	
	文書	口頭
医薬品の使用期限が過ぎているものが見受けられた。早急に取り替えをし、定期的に変更の確認をすること。		○
感染症にかかっている乳幼児が再登園する際に、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等について、提出を求めているものがあつた。再登園の際は、かかりつけ医の判断を登園届等の書類等により確認すること。		○
保育室内の点検を定期的に行っているが、窒息の可能性のある玩具が児童の手の届く高さに置かれていた。0歳児には手が届かない高さのことだが、落下等の可能性もあるため、窒息の可能性のある玩具、小物等は手の届く高さに置かないこと。		○
事故発生時の救命措置等の訓練について、実施されていなかった。事故発生時に適切な対応ができるよう、定期的に行訓練を実施すること。	○	
施設及びサービスに関する内容について、保護者から見にくい位置に掲示されていた。施設入口などの利用者の見やすいところに掲示し、いつでも閲覧できるようにすること。		○
施設及びサービスに関する内容の掲示について、前任の管理者氏名が記載されていたので、最新の内容を開示すること。		○
施設及びサービスに関する内容の掲示について、管理者の氏名、保育士その他の職員の配置数、提携している医療機関が実態と異なっていた。実態に即した内容を記載すること。		○
施設及びサービスに関する内容の掲示について、建物その他の設備の規模、保育する乳幼児に関して契約している保険金額等が実態と異なっていたので、実態に即した内容を記載すること。		○
施設及びサービスに関する内容の掲示について、必要とされる項目のうち、事業を開始した年月日が実態と異なっていた。実態に即した内容を記載すること。		○
施設及びサービスに関する内容の掲示について、必要とされる項目のうち、開所している時間、サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項、保育士その他の職員の配置数又はその予定が記載されていなかったもので追記すること。		○
提携する医療機関について、医療機関の承諾を得ていなかった。提携する医療機関を定め、施設及びサービスに関する内容として開示するとともに、利用者との利用契約が成立したときに交付する書面に契約内容として記載すること。	○	
サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付について、必要な事項のうち、提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容、設置者の所在地等が記載されていなかった。利用契約成立時には、利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付すること。		○
サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付について、必要な事項のうち、管理者の氏名が記載されていなかった。利用契約成立時には、利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付すること。		○
サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付について、施設の名称、施設管理者の氏名が実態と異なっていた。実態に即した内容を記載すること。		○